柏情審第57号 平成28年2月15日

柏市長 秋 山 浩 保 様

柏市情報公開 · 個人情報保護審議会 会長 梅 田 徹

不服申立てに対する答申について

平成27年11月19日付け柏総行第434号で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

- 1 当審議会の結論実施機関の決定は、相当である。
- 2 不服申立てに至る経過
  - (1) 本件不服申立人(以下「不服申立人」という。)は、消防長に対し、平成27年9月3日、柏市個人情報保護条例(以下「条例」という。)第16条第1項の規定により、次の保有個人情報の開示を請求した。

「2015年3月●●日発生の柏市●●●●での火災における罹災現場の見分調書(写真つき),原因判定書,私の質問調書」

- (2) 消防長は、開示請求に係る保有個人情報として、次の保有個人情報(以下「開示対象保有個人情報」という。)を特定した。「平成27年6月4日付け火災原因損害調査報告書のうち、 火災原因判定書、実況見分調書、火災現場記録写真並びに質問調書(第1回)及び質問調書(第2回)」
- (3) 消防長は、条例第22条第1項の規定により、開示対象保有個人情報の全部を開示することを決定し、不服申立人に対し、 平成27年9月16日付けで通知した。
- (4) 不服申立人は,消防長に対し,開示対象保有個人情報の一部

が事実でないと思料するとして、平成27年10月2日、条例第32条第1項の規定により、開示対象保有個人情報のうち次の保有個人情報について訂正請求をした。

- ア 開示対象保有個人情報の開示を受けた日平成27年9月26日
- イ 訂正請求をした保有個人情報 (以下「本件保有個人情報」 という。)の内容
  - (ア)質問調書(第2回)の2出火時の●●●●の行動についてのうち、「自ら部屋に火をつけたと言っていました。 火をつけた理由は、自殺するためだと(も)言っていました。」の部分
  - (イ) 火災原因判定書の2出火箇所の判定(1) 質問調書のうち, 「●●●●は自ら部屋に火をつけたと夫の●●● ●に話している」の部分
- ウ 訂正請求の趣旨及び理由
  - (ア) 趣旨

上記イ(ア)及び(イ)の部分について、削除する訂正 処分を求める。

(イ) 理由

妻●●●●●と火災の件に関して、私は一切話をしたことがない。話せる状態ではなかった。

- (5) 消防長は、不服申立人が訂正を求めた事項について調査した結果、事実に合致するとして条例第35条第2項の規定により、本件保有個人情報の全部を訂正しないことを決定(以下「本件処分」という。)し、不服申立人に対し、平成27年10月26日付けで通知した。
- (6) 不服申立人は、平成27年11月4日、本件処分を不服として、行政不服審査法第5条第1項の規定により、市長に対し、不服申立て(審査請求)をした。
- 3 不服申立ての趣旨及び理由
  - (1) 不服申立ての趣旨

本件処分を変更し、本件保有個人情報の全部を訂正するとの 処分を求める。 (2) 不服申立ての理由

不服申立人が不服申立書等で主張している不服申立ての理由 の要旨は,次のとおりである。

- ア 訂正をしない理由として、録取した際のメモに「自殺する 為」との記載があるとされるが、不服申立人は消防署担当者 にそのような話をしたことはない。
- イ 火災の件に関し、出火時から現在まで、不服申立人と妻とは一言も話をしていない。また、妻は入院中から現在まで、自宅で火災があったことを自覚していない。よって、消防 署担当者のメモに記載されることはありえない。
- ウ 入院中の日常会話について、妻は常に幻覚症状がひどく、 簡単な日常会話しかできなかった。
- エ 録取した本人の確認を取らずに火災原因判定書を作成したことに納得できない。
- 4 実施機関の主張の要旨

実施機関が、不訂正決定の理由説明書で主張している本件処分の理由の要旨は、次のとおりである。

- (1) 実施機関は火災原因を判定するために、不服申立人に2度の 任意の質問を実施している。2度とも不服申立人本人から直接 聴き取ったものである。
- (2) 不服申立人は、録取の当時、不服申立人の妻が話せる状態ではなかったと主張しているが、提出された病状説明用紙によれば、それは平成27年3月●●日の出火時に病院に搬送された際の状態であって、同年3月●●日に録取した際の状態ではない。このことは、「日常会話はできます」と不服申立人が語ったことが質問調書に記載されていることからも裏付けられる。
- (3) 不服申立人は、このような事実を消防局の職員に話した事実 はないと主張しているが、消防署の職員が火災について録取し た際のメモに「自殺する為」との記載がある。
- (4) 不服申立人がその事実を不正確であると考える根拠を示す書 類等の提示がなされていない。
- (5) よって、本件保有個人情報は、事実に合致すると判断したものである。

## 5 当審議会の判断

(1) 本件保有個人情報について

開示対象保有個人情報である火災原因調査報告書は、柏市 火災調査規程第2条に基づく調査において作成するものであって、火災の原因並びに火災及び消火のために受けた損害を 明らかにし、火災予防対策及び警防対策に必要な基礎資料を 得ることを目的としたものである。

このうち、本件保有個人情報が含まれる火災原因判定書は、 火災現場の焼損物件を見分した事実、鑑識見分結果、関係者 の供述等を資料とし、これに知識・経験に裏付けられた科学 的見当・理論的考察を加え、出火原因について合理的かつ適 正な判断を下して作成するものであり、質問調書は、関係者 が有する情報(出火前の異常など)を録取して出火原因を究 明するための資料として作成するものである。

### (2) 不訂正決定の要件について

ア 条例第32条は、「何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。)を請求することができる」と規定している。

これは、正確でない個人情報に基づいた行政処分その他の 行政行為等により、本人が不測の権利利益の侵害を被ること を未然に防止するため、開示を受けた自己を本人とする保有 個人情報の内容が事実でないと思料するときは、その訂正を 請求することができることを定めたものである。

イ 条例第34条は、「訂正請求に理由があると認めるときは、 当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な 範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならな い。」と規定している。そして、「訂正請求に理由があると 認めるとき」とは、訂正請求の内容が事実であることが判明 したときをいうとされている。

そこで,本件保有個人情報に係る訂正請求の内容が事実であるか否かについて,すなわち,実施機関の判断の妥当性に

ついて検討する。

## (3) 本件処分の妥当性について

不服申立人は、妻が入院していた病院の看護師に「自殺するため」と話したことを看護師から不服申立人が聞いた記憶はあり、それを消防署担当者に話をした可能性はある。しかし、それを「妻が言っていた」という伝え方は消防署担当者にはしていないと陳述している。

実施機関は、不服申立人に電話で質問をした際、不服申立人の口から「火をつけた」とか「自殺するためだ」という話を聴いたので、それらをメモし、調書等に記載した。その際、聴いた言葉を記載することとしており、余計なことは記載しないこととしている。また、それ以前は、まったく話に出てきていなかった「自殺するため」という表現を初めて聴いたため、メモを取らなければいけないと強く記憶していると陳述している。

なお、当該メモのコピーについては、実施機関より審議会の 調査審議のために資料として提出されている。

双方の主張は平行線のままであるが、不服申立人が本件保有個人情報が誤りであると主張する根拠を示す書類等の提示はなされていない。したがって、不服申立人の主張する訂正請求の内容が事実であると認めるまでの心証は得られなかった。

よって、当審議会は「1 当審議会の結論」のとおり判断する。

### 6 審議会の処理経過

当審議会の処理の経過は、別表のとおりである。

# 別表

審議会処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成27年11月19日	諮問書の受理
12月 2日	実施機関の理由説明書の受理
12月18日	第1回審議会(諮問庁並びに不服申立人の意見陳
	述及び審議)
平成28年 1月27日	第2回審議会(審議)
2月15日	答申